

○東松島市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、東松島市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定による事務その他必要と認める事務に係る協議又は調整に関する事務を所掌する。

（構成員）

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第4条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集し、会議の開催日時、場所、会議に付すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

2 会議は、市長がその議長となる。

3 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

4 市長は、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又は被害が生ずるおそれがある場合であって、かつ、教育委員を招集するいとまがないと認めるときは、教育長のみを招集し、会議を開催することができる。その後、教育長は会議の内容について教育委員会に報告するものとする。

5 市長及び教育委員会は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（会議の公開）

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって市長及び教育委員会が合意したときは、非公開とすることができる。

（1）非開示情報が含まれる事項について協議又は調整を行う会議を開催する場合

（2）会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

（議事録）

第6条 市長は、会議終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条の規定により非公開としたときは、この限りでない。

（事務局）

第7条 会議の事務局は、総務部総務課が処理するものとする。

（その他）

第8条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮って別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年6月 日 から施行する。